

地方消費者行政強化作戦2020策定に
関する懇談会
第5回議事録

消費者庁地方協力課

地方消費者行政強化作戦2020策定に関する懇談会（第5回）
議事次第

日 時：令和元年8月1日（木）10：00～12：04
場 所：中央合同庁舎4号館12階1214特別会議室

- 1．地方消費者行政強化作戦2020策定に関する懇談会とりまとめに向けて
- 2．意見交換

○地方協力課太田課長 皆様、おそろいでございますので、会議のほうを始めさせていただきますと思います。

会議に先立ちまして、本懇談会の扱いにつきまして御連絡させていただきます。

本懇談会は原則として公開といたします。また、懇談会での配付資料は原則として消費者庁ウェブサイトにて公表いたします。

報道関係者の皆様が会議の冒頭におきまして全体の風景を撮影する場合を除き、懇談会の撮影及び中継は不可といたします。

なお、当庁では審議会でのペーパーレス化を推進しておりまして、本日の懇談会では専用のタブレットを用いたペーパーレスでの実施を予定しております。

定刻となりましたので、ただいまから第5回「地方消費者行政強化作戦2020策定に関する懇談会」を開催いたします。

それでは、冒頭のカメラ撮りはこれまでといたしまして、ここからの議事進行は小西座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小西座長 どうぞよろしくお願いいたします。

きょうは汗をかかれたら体調を崩されると思われましたので、私のほうから、委員の方には塩あめをプレゼントいたしましたので、ぜひ塩味のきいた議論をいただきたいと思いません。

始まる前に小林委員から、大分書き加えたい部分があるのだとおっしゃっていただいたので、梅田さんに大分頑張っていただいたのだけれども、もっと切れ味をきかせたいということが始まる前にありました。

私のほうからは、梅田さんが恐らく我々のために伸びしろを残しておいてくださったのだろうと申し上げて、皆さんもうちょっと笑っていただければと思いますけれども、さらにブラッシュアップするということで、これで了解してくれというのではなくて、皆さんに議論をいただいてブラッシュアップしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、原案についての御説明をいただいた上で意見交換をしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○地方協力課梅田課長補佐 それでは、事務局のほうから、まず原案ということで、さらなる御意見を皆様からいただけるということを前提にお話をさせていただければと思います。

本日、ペーパーレス化ということで、タブレットでの御説明ということになりますけれども、資料1-1と資料1-2ということで、資料1-1が本文となっております、資料1-2が概要版ということで御準備をさせていただいております。

適宜、資料1-1と資料1-2を行ったり来たりしながらということでの御説明になるかとは思いますが、よろしくお願いいたします。

私のほうの資料については共有にさせていただけると、皆様方の資料が私の説明と合うこ

とになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですけれども御説明に入らせていただきます。

まず、資料1-2が概要版となっております。こちらのほうで御説明を少し進めさせていただきます

まず、前回のときも御指摘がありましたけれども、最初に地方消費者行政強化作戦2020というものをつくる上での、少し全体的な意義や考え方を記載してほしいという御議論がございました。そういった中で、前文という形で整理させていただいておりますが、地方消費者行政の財政基盤推進体制は脆弱であるという声がいろいろなところから、キャラバンを回りながら生まれてきたということでございます。こういったことを踏まえながら、まず1つ目としては、地方公共団体自身が自主財源に裏づけられた消費者行政予算の拡充ということで、基礎体力を向上すべきであるということ。それから、さらに地方消費者行政の充実・強化という点でいえば、国からの支援もきちんとやっていかなければならない。こういったことを見据えながら、今後の消費者行政の目指すべき姿を示した地方消費者行政強化作戦2020を策定しなければならないというのが前提条件ということで、まとめをさせていただきます。

そういった中で、これは前回もお示しさせていただいておりますけれども、策定に向けた視点ということで、大きく5つ整理させていただいております。

こちらにつきましては、まず、1つ目が大きな話として、作戦の実行というものを通じて、「地域住民のより豊かで安全・安心な消費生活を実現する」ことを目指すものであるということ。

もう一つは、住民自身がその効果を実感できる目標設定を行うことが必要であろうということで整理させていただいております。

3つ目が、作戦を実行していく各主体が、それぞれの役割をきちんと認識した上で、自分事として作戦の軸を捉えるということ。その上で連携して、一体となって取り組むことが重要であろうと。そのための共通の目標はきちんと立てましょうというのが3つ目でございます。

4つ目でございます。これは前回の作戦も定量的なものとして各目標を設定してきたということになってございますけれども、先ほど住民自身がその効果を実感できる目標設定というのがございましたが、定量的なものに限ると、ややもすると数値化していないものについてはなかなか取り組まなくてもいいということにもなってしまうということもありますので、本来必要な消費者、住民のニーズが満たされない可能性もあるということでありまして、実質面を評価したものということを、きちんと定量的なもの以外にも、この作戦の中に位置づけるべきだろうというのが4つ目でございます。

5つ目でございますけれども、実際にこの策定をつくりっ放しということだけではなくて、実際にこの作戦を実行していくための財源確保、それから目標達成のための実効性を担保するための方策もあわせて、この強化作戦2020の中では検討していくべきであろうと

というのが大きな視点ということで整理させていただいております。

それから、この概要のペーパーには書いておりませんが、策定に向けた視点の中で、こういったことを踏まえながら、どうやってつくっていくかという話でいうと、この下の2つに書いてある、まずは現行の地方消費者行政強化作戦の進捗状況をきちんと整理しましょうということ。それから、その上で、さらに新しく取り組むべき課題を検討した上で、新たな目標設定をしましょうというのが、策定に向けた視点ということになってございます。

続きまして、まずは今、お話しいたしました現行の地方消費者行政強化作戦の進捗状況ということでございます。

概して言えば、多くの分野で一定の進捗が見られたということにはなっておりますけれども、目標達成に至っていない分野も見られるというのが全体の評価ということでございます。

それから、前回の素案のところではきちんと明記しておりませんでしたけれども、この中で評価をした上で、引き続き取り組むべき課題は何ですかというのを新たに項目としてつくっておりますが、具体的には政策目標の2番目の消費生活相談体制の質の向上という話。それから、政策目標の5番目の消費者安全確保地域協議会の設置といったところについては、まだ進んでいないということがありますので、進んでいない要因も把握しながら、引き続き次期、今回の2020の目標にも位置づけるべきであろうという整理をさせていただいております。

政策目標の3番目、4番目については、目標に掲げた数値というものはおおむね達成しているということではありますけれども、目標として掲げられている適格消費者団体の充実や消費者教育の推進といったところについては、さらなる充実を図るべく、実質的な取り組みに着目した目標設定をすべきであろうということで、今回の2020の策定に向けて整理させていただいたということになってございます。

続きまして、次に取り組むべき新たな課題でございます。大きく2つでありますけれども、1つ目がSDGsへの達成の貢献ということで、新たにに取り組むべき課題ということで整理させていただいているものでございます。こちらにつきましては大きく3つ出しておりますけれども、エシカル消費の推進、消費者志向経営の推進、食品ロス削減の推進というところが、きちんと取り組まなければならない今後の課題でございます。

もう一つ、社会情勢の変化等を踏まえた新たな取り組みということであります。特に人口減少、高齢化、高度情報化、国際化といったところへの対応ということになりますけれども、訪日、在日外国人を対象にした消費生活相談体制の整備、消費者ホットライン188（いやや！）の周知、SNSの活用による消費生活相談の充実、それから、これも大分御議論をいただきましたけれども、人口減少、少子高齢化ということを背景にして、消費者団体の活動が縮小傾向にあるということも踏まえて、消費者団体の活躍の場の提供、支援の実施というの、新たにということでもありますけれども取り組まなければならない課題とし

て浮き彫りになってきているということで、従来からある課題ではあると思いますが、新たに取り組むべき課題ということで整理をさせていただいているものでございます。

続きまして、各主体の役割と具体的取り組みということで整理させていただいておりますけれども、冒頭に視点の中でお話しさせていただきましたが、強化作戦の実施を自分事として捉えて、各主体が連携して取り組みを進めるということを考えたときにということで言いますと、それぞれの役割分担をきちんと意識した上で取り組みを進めていくことが明示されていることが非常に重要であろうということで、これは業務という観点から大きく4つ、本文では5つになっておりますけれども、分けて、それぞれの役割を整理させていただいて、また具体的な取り組みを明記させていただいたものでございます。

本文の4ページ目から5ページ目にかけてになっておりますが、前回のときには少し整理が不十分だったかということも含めてですけれども、まず最初に役割と課題ということで、それぞれの業務についての整理をさせていただいた上で、次にその具体的取り組みという形の整理にさせていただいております。

特に具体的取り組みというところで、それぞれぼつぼつと書いていたのですけれども、最終的な報告書案のほうでは、より具体的に各主体が何をしたらいいのかというのがわかりやすいように、それぞれ小見出しをつけて、国及び国民生活センターはこれをやるべき、都道府県はこれをやるべき、市町村はこれをやるべき、さらに消費者団体はこれをやるべきという整理の仕方に変更させていただいているものでございます。

また概要のほうに戻って、少し御説明させていただきますけれども、こちらについては、まずは消費生活相談ということで申し上げますと、消費者の権利を守るための基礎的なサービスということで、一丁目一番地ということで整理させていただいております。

具体的に何をすべきかということで申し上げますと、国及び国民生活センターというのは、基盤強化を図るべきであるということで、具体には相談員の育成、また、本文には少し書いてありますけれども、確保も含めて取り組みをする。それから、地方研修、オンデマンド研修の充実ということ、PIO-NET配備の充実といったところにきちんと国と国民生活センターは取り組む必要があるであろうということ。

都道府県に関しては、基本的には市町村支援の充実ということ。また、本文に書かせていただいておりますけれども、市町村支援の充実ということに当たっては、きちんと自分たちで相談も受けつつ、ノウハウの蓄積も行っていくということが必要であろうということでございます。

その中で指定消費生活相談員をきちんと活用するという。さらに取り組みが市町村では難しいというバックアップとしての多言語化、SNSへの対応ということも求められてくるということがあるかとは思いますが。

本日は御欠席ではありますけれども、生水委員ともお話しさせていただいておりますが、広域連携の促進ということにも市町村単位だけではなくて、県がきちんとその広域連携の促進を図っていかなければならないということは明記させていただいております。

広域連携の促進ということに当たっては、本文のほうに少し記載させていただいておりますけれども、留意点もありますということで、これは阿部委員からもいろいろ御指摘をいただいたところがございますが、広域連携の促進に当たっては、きちんと留意すべき点も踏まえた上で、これは国も含めてですけれども、国・都道府県が広域連携の促進をしていくべきということで整理をさせていただいております。

続きまして、市町村は現場に一番近いところということで、基本は満足度の高い相談の実施をしていくということ。そのために研修への積極的な参加をする。それから、相談員の就業環境の改善を図っていくというのが重要なことでございます。

本文のほうには都道府県・市町村ともに消費生活相談員の処遇改善、それから就業環境の改善ということは図るべきということを明記させていただいております。

続きまして、消費者教育については、消費者被害を防止し、自律した消費者を育成するための基幹業務ということで位置づけをさせていただいております。

その中で国及び国民生活センターということでいえば、ソフト面の支援強化ということで、教材や事例提供、ポータルサイトの充実、SDGs推進への財政支援といったところを行っていくべきであろうということ。都道府県につきましては、消費者教育の地域計画、地域協議会、コーディネーターといったものを活用した全県的な消費者教育の推進を図っていくこと。町村については国・都道府県がソフト面の支援を行うということを規定しておりますので、こういったものも十分に活用しながら、ここは現場のところで、具体的には出前講座等の消費者教育を実施していくというのが必要ということで整理されております。

その上で、市町村を中心に消費者教育を現場で行っていただくということでございますけれども、消費者団体の役割ということで、地域の消費者教育の担い手ということで、本文のほうには専門的な知識もうまく活用しながら、消費者団体が地域の消費者教育の担い手ということで、きちんと取り組みをしていくべきということを書かせていただいております。

この概要版には書いておりませんが、消費者団体ということで言いますと、活動の中で把握した消費者の関心、ニーズといったところについて、国、都道府県、市町村に対して意見発信、政策提言を行っていくことも必要であるという整理をさせていただいております。

続きまして、地域の見守り活動については、高齢者等の消費者被害ということの取り組みが、それぞれ役割分担がありますということで整理させていただいております。

まず、国及び国民生活センターの役割といたしましては、見守りの担い手の育成ということで、消費生活協力員、協力団体は、国民生活センターがみずから担い手の育成というのをきちんと行っていくべきであろうということ。それから、どういう形で市町村での見守り活動を実施していくかという事例提供もきちんとしていく必要があるということを書いております。

この概要版には書いてございませんけれども、特に福祉との連携がキーになってくると

いうところがございますので、福祉との連携が国レベルできちんと行われるように、厚生労働省や警察等の関係行政機関との連携を図るといことも位置づけさせていただいているところがございます。

それから、都道府県ということと言いますと、市町村の現場で見守り活動が行われるように、協議会の設置の支援をきちんとしていくということ。また、国レベルと同様でありますけれども、福祉部局との連携の促進、情報提供をきちんとしていくということも都道府県の役割ということで位置づけをさせていただいております。

市町村につきましては、実際に現場で見守り活動を実施していく主体ということでの位置づけということでありまして、さらに、その中でどういう見守りをしていくかということ言えば、協議会の設置をすること、また、協力員、協力団体などの委嘱制度もありますので、こういったところを積極的に活用しながら、見守り活動を実施していくというのが求められるということで、具体的な取り組みということで整理させていただいているところがございます。

続きまして、消費者団体については、地域の見守り活動の中心的役割という書き方をさせていただいておりますけれども、実際に見守り活動を行うということ言えば、担い手として消費者団体がまずきちんとその役割を担うということ。また、その担い手の一員ということだけではなくて、実際に見守り活動がどういう形をしたら、うまくワークしていくかといったところも含めて、この消費者団体の役割で、中心的な役割ということを整理させていただいているところがございます。

そのほか、地方消費者行政推進に向けた計画の策定ということで、まず、本文の中では（４）に事業者への法執行、公正な市場の形成に向けた取り組みということを整理させていただいております、事業者への法執行、それから、消費者志向経営の推進について、それぞれの役割を書かせていただいております。

また、地方消費者行政の推進に向けて、計画の策定ということと言いますと、都道府県が計画の策定ということで、地域版の消費者基本計画の策定をすべきである。また、市町村は県が策定した地域版の消費者基本計画も踏まえながら、計画的にこの事務、特に今まで挙げたような事務を実施していくというのが市町村に求められる役割ということで整理させていただいたものでございます。

続いて、こういったことを踏まえながら、具体の政策的な目標というものを整理させていただいているのが、本文でいうと５ポツのところになりますけれども、概要版でいうと概要③というところがございます。

こちらに集約させていただいておりますけれども、まず最初に、政策目標の１番目は、消費生活相談体制の強化ということでございまして、消費生活センターの設置促進ということで、県内の人口カバー率90%以上を挙げさせていただいております。

それから、政策目標の２番目ということで、消費生活相談の質の強化ということで、こちらについては前回のものとはおおむね変わっておりませんが、消費生活相談につ

いて、管内の自治体の50%以上に配置すること、それから、資格保有率を75%以上に引き上げるということ、研修参加率を100%に引き上げるということ、また、これはことしの4月から始まった制度ということでございますけれども、都道府県では指定消費生活相談員を配置していただくというのが、新しい目標ということで位置づけさせていただいております。

3つ目が消費者教育の推進ということで、こちらについては先ほど現行の消費者教育の目標のところであればおおむね達成しているけれども、今度は実質面の評価をしようということでございます。特に喫緊の課題となっている若年者の消費者教育の推進ということで、消費者教育のアクションプログラムということに基づいてということになります。が、「社会への扉」を活用した全高校での授業の実施、消費者ホットラインの認知度、消費生活センターの認知度といったところを新しい指標として設けさせていただいております。

それから、地域における消費者教育の推進体制の確保ということで、消費生活コーディネーターの配置について、全都道府県、政令市で行うべきということで、これも新しい目標として設置させていただいております。

3つ目が新しい課題への対応ということで、SDGsへの取り組みということで、エシカル消費の推進、消費者志向経営の促進、食品ロス削減の推進といった3つの取り組みというものも新たな目標ということで設定させていただいております。

続きまして、政策目標の4つ目が見守り活動ということでありますけれども、まずは消費者安全確保地域協議会の設置ということで、こちらは「新」というのが抜けてしまっておりますが、国内の人口カバー率50%以上ということを目標として定めております。

こちらの本文のほうに少し書かせていただいておりますけれども、今までは人口5万人以上の全市町村でつくってくださいというのが目標であったわけですが、こちらについては、人口5万人以上、5万人未満という人口規模にかかわらず、より多くの高齢者等の消費者が見守られる体制を構築することが重要という視点に基づいて、まずは県内人口カバー率50%以上という指標の設定に変えさせていただいているというものでございます。

また、実質面の評価ということも、この見守りネットワークについてはかなりお話をいただいていたところかとは思っております。その中で、地域の見守り活動の充実ということで、地域の見守り活動への消費生活協力員、協力団体、要は担い手をきちんと活用しましょうということ。それから、見守り活動を通じて実現した消費者被害の未然防止、拡大防止はどの程度図られたのかということも、新しい目標にしてはいかがかということで書かせていただいております。

こちらの具体的な数値というのは、今後検討というところもあろうかとは思っておりますけれども、本文のほうに少し書かせていただいておりますが、例えば、見守り活動によって消費生活センターにつながった相談の件数を指標にできないかということであるとか、そういったことを実際に数値として掲げることが可能かということも含めて、今後検討し

ていくということでございます。

続きまして、政策目標の5番目、6番目については、素案の段階では盛り込んではいなかったわけですが、前回の御議論も踏まえまして、政策目標ということで掲げさせていただきます。

具体の数字というところに関しては、定量的な目標はなかなか難しいというところがございますけれども、冒頭で申し上げましたとおり、ここが政策目標として掲げられることで、きちんとこれにも取り組まなければならない目標であるというのをきちんと明示させていただきますというものでございます。

最後に、政策目標の7番目でございますけれども、地方における消費者政策推進のための体制強化ということで、一つはまず、地方版の消費者基本計画を策定する。また、その策定の実施をきちんとやっていくというのを全都道府県のレベルではやっていただくということ。それから、消費者行政職員の研修参加率を80%に引き上げるということも、この中に位置づけさせていただきます。

特に地方における消費者政策推進の担い手である消費者行政職員の研修参加については、こちらのほうに位置づけたほうが適当であろうという御意見も踏まえまして、この政策目標7番目の中に、消費者行政職員の研修参加率を80%に引き上げということを書かせていただいております。

また、こちらの概要版の資料にはございませんけれども、本文の中には、消費者行政職員の研修参加率に関しまして言えば、単なる研修に参加するというだけではなかなかということ、消費生活相談員と同じ研修を受けるというだけでは十分ではないという御意見もいただいたところもありまして、具体的に行政職員向けのプログラムに限定するということであるとか、それを実施するというのであれば、国や国民生活センターといったところは、一定水準を備えた行政職員向けのプログラムの開発をするということが求められるというのを、この本文の中には書き込ませていただいているものでございます。

以上がこの実際の2020の政策的目標ということで、ある意味では、定性的なものも含めて指標化させていただいている取り組むべき課題ということで、整理させていただいております。

ここまでの目標の設定でございますけれども、最後に強化作戦を進めるに当たっての方策をまとめさせていただきます。

こちらが今、私のほうで開いている概要②になりますけれども、下の部分に強化作戦の推進方策というのを大きく5つ書かせていただいております。

まず、一番最初に、国・地方公共団体ともに必要な財源確保がされるように取り組むというのを書かせていただいております。これは国だけでもなくて、地方公共団体だけでもなくて、両方ともきちんと必要な財源が確保されるように取り組むというのを書かせていただいているものでございます。

2つ目のところに関しましては、実際にその財源確保に関してという話で言いますと、

地方公共団体に対して、地方消費者行政及び自主財源確保の重要性を継続的に訴えるというのが国の役割といのが、まず一つでございます。

2つ目は、国からの実質的な支援方策の拡充ということでありまして、交付金だけというわけではなくて、もう一つ、例えば精神的な地域のモデル事業の実施であるとか、地域における重層的な消費者行政推進体制の構築ということで、消費生活相談員や消費生活協力員といったところへの育成というのも、国が実施すべきということで整理をさせていただいております。

こちらについては前回の素案のところでは書いておりませんが、より具体的に、こういったものを国からの実質的な支援ということで位置づけてはどうかということで、記載を充実させていただいたものでございます。

ここについては前回同様ということになりますけれども、地方公共団体ということになりますと、地方交付税措置も踏まえながら、自主財源に裏づけられた財源の確保を含む消費者行政の充実のためのロードマップをきちんと描いていくということ。それから、強化作戦ということに焦点を当てますと、毎年度の進捗状況の把握評価をきちんと行っていくということ。その上で、毎年度の評価に基づいて、必要に応じて作戦も改定していくということで、この強化作戦は進めていく必要があるということ、全体のまとめということにさせていただいているものでございます。

以上が取りまとめ案についての御説明となりますけれども、この取りまとめの中でも少し書かせていただいておりますが、特にこの強化作戦で皆様からいろいろ御議論いただいたことという話を、この1枚の作戦、7つの政策目標ということだけではなくて、考え方も含めて、きちんと地方公共団体にも伝わるように、これは消費者庁も努めていきたいと考えておりますので、引き続き御指導をいただければと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○小西座長 ありがとうございます。

今は概要をもとに御説明いただきましたけれども、報告書の文言を固めるということで、ぜひ報告書そのものについて御意見をいただければと思います。

どうぞ。

○小林委員 梅田さんが相当頑張られて、前回出された意見などはかなり書き込んでいただいたと読ませていただいておりますが、私ども全国消団連のほうには各消費者団体の方々から、もっと書き込めという意見が寄せられております。それで、この懇談会はこれまで4回にわたり、きょう御欠席の生水委員を初め、各委員から最も焦点が当たった論点が、国による財政支援だったというところかと思っておりますので、その点から発言させていただきます。

今回、修正していただいて、4ポツの中の消費者教育だとか地域の見守り活動の実施の中で、財政的支援という文言に触れていただいておりますが、これに加えて、6ポツの中でも押さえるの意味で、国による財政支援の検討ということをさらに書き込んでほしいと思

ます。

その心はでポンチ絵に戻りたいのですけれども、この強化作戦懇談会の取りまとめを受けて、今後、強化作戦がつくられるというところになるわけですが、そのときに、最後に本当に残る部分というと、この3ページ目のポンチ絵の政策目標1～7の部分がメインになってきます。加えて、その強化作戦はどう進めるのだという意味で、ポンチ絵の2ページ目の下の強化作戦の推進方策という部分の2つの部分が最後に残るというたてつけになるのだらうと思います。

そうしますと、強化作戦の推進方策に書いていただいている中を見ますと、1番目の黒丸は、国・地方公共団体ともに必要な財源が確保されるよう取り組むと書いてありますが、ちょっとさらっとした表現だというところがあります。2点目がいわばキャラバン隊のような取り組みなど、地方公共団体に対して自主財源確保の重要性を訴えるというものです。

3番目の黒丸のところは、目標達成に向けた国からの実質的な支援方策の拡充、検討ということで、その下に小さい黒丸2つを新たに書き起こしていただいておりますが、これが大変結構だと思うのですが、これだけですと、これまでに委員の方から発言があった、国自身も地方消費者行政のための恒久的な財政支援策の検討を行うことが必要だというくだりが読み込めないと理解します。

そうしますと、そのニュアンスを何とか書き足していただけないかと考えます。具体的な修文提案を3つほどいたします。

ここで本文に戻りますけれども、本文の6ポツ、最後の15ページですが、上から2つ目の黒丸に「国・地方公共団体ともに必要な財源が確保されるよう取り組む必要がある」ということで、その下の3つの黒丸がその内容を受けた記述になっていると思うのですけれども、その3つ目の「特に」という接続詞がいまいちかと思うのです。「特に」だと、ここに入れていただいた2つを特出ししているということになって、自治体の方などから読むと、国が財政支援について、もう何もしないから落としてしまうのかというふうに読まれると、メッセージとしてはよろしくないのかと思います。

この懇談会でも、委員の方々からも、国自身も財政支援策の検討を逃げずに頑張っしてほしいという意見があったというニュアンスを足してほしいという意味で、具体的な修文提案で前回申し上げましたけれども、例えば、2つ目の黒丸か4つ目の黒丸のどこかに、その際、昨年の改正消費者契約法の附帯決議の趣旨を踏まえて対応する必要があるという文言が足せないでしょうか。具体的には、附帯決議の中で、地方消費者行政の体制の充実強化のため、恒久的な財政支援策を検討するとともに、既存の財政支援の維持・拡充云々その他適切な施策を実施することが国会の意思としても書かれておりますので、それをこの本文中に追記していただきたいです。

ないしは、脚注という形でも結構ですが、自治体のニーズに沿った柔軟な交付金制度や、恒久的財源措置を検討すべきとの意見は、委員の大勢の意見だったと思いますので、それ

をこの6ポツの中でも追記していただきたいです。

加えて、前回私が発言しましたが、消費者庁の別の検討会ですが「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」の報告書の中でも、読み上げますと「地方の消費者行政の推進に必要な財源をどのように確保・充実していくのか、第4期消費者基本計画で検討する必要がある」という文言が記載されておりまして、これについても申し送りの意味で掲載しておいていただきたいと思います。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

法律の附帯事項とか附帯決議を踏まえるというのは、法律なので、日本国民としては当然なので、それを書き込むというのは何の問題もないと思うのです。反対ということではなくて、これは最終回なので、どう書き込みましょうかということです。これでもいいし、これでもいいと言われたのですけれども、本命、一番こうしてほしいというのをもう一度言っていて、梅田さんのほうでオーケーかオーケーでないか。きょうはまた次回というわけにはいかないのです、どれで行きましょうか。附帯決議を踏まえるとかいうのは何の問題もないと思います。法律の附帯決議を踏まえるべきではないなといったら、どえらいことになってしまいますからね。

○小林委員 例えばですが、この3つ目の黒丸の「このため、消費者庁は」の後に「昨年改正消費者契約法の附帯決議の趣旨を踏まえ、地方消費者行政の体制充実のため、恒久的な財政支援策の検討、既存の財政支援の維持・拡充に向けて検討を進める。加えて、地方消費者行政キャラバンに続き」云々という修文はいかがでしょう。

○小西座長 書きとれましたか。

○地方協力課梅田課長補佐 大丈夫です。

ありがとうございます。ある意味では消費者契約法の附帯決議というのを踏まえながら、そこに書かれた事項について検討を進めるということで理解いたしますので、そこについては附帯決議を引いて修文をさせていただくということで進めさせていただければと思っています。

もう一点お話があった、第4期の基本計画を踏まえという話も、2つ目のポツの国・地方公共団体ともに必要な財源が確保されるように取り組む必要があるということとひもづいておられるかと思しますので、2ポツ目の注で、第4期基本計画でもほにゃららということで触れられているというのを注記させていただこうと思います。

○小西座長 当然、附帯決議の条文とか文言は必ず注で落とさせていただくということです。

○地方協力課梅田課長補佐 はい。

○小林委員 大変ありがとうございます。

ぜひ、ポンチ絵のほうにもこのくだりは加筆していただきたいと思います。

これが入ると、自治体向けメッセージとしてとても大きいと思います。自治体の側から

しますと、国のほうから自主財源確保に向けて、あれをしろ、これをしろとだけ言われるよりは、国自身も汗をかくてくれるということが伝わることによって、それでは自治体としても自主財源確保を頑張ろうというふうに、つまり車の両輪で走っていけるほうが大変望ましいことだと思いますので、このメッセージはとても大きいと思います。ありがとうございました。

○小西座長 どうぞ。

○古川委員 それでは、私のほうからは2点、本文の関係でお願いをしたいというところがございます。

一つは、消費者安全確保地域協議会の設置の促進の部分でございます。本文ですと9ページぐらいになるのですかね。ここに具体的な取り組みというところで、国、都道府県、市町村、消費者団体ということで書いてあるわけですが、これまで発言をさせていただいたとおり、消費者安全確保地域協議会の構築というのは、小規模な自治体にとっては非常にハードルが高いということで、政策を進めるに当たって、確かに目標が高いところにあるのは当然かと思うのですけれども、それもいきなりジャンプして、そこを目指してやりなさいという形にするのか、そうではなくて、政策を進めるに当たって、ステップを踏んでいくということがないと、具体的な計画、強化作戦の進捗ということにはなかなかつかないのではないか。

本文で、例えば都道府県、市町村と書いてあります。特に市町村の部分で、本文では消費者安全確保地域協議会を構築し云々ということだけが書いてあるわけなのですけれども、これを見たときに、そういった、なかなかハードルが高くて、全く今、手がついていないような自治体が、果たしてこれで動くだろうかというところは、非常に危惧いたします。そういう意味で、本文の中でもそこを段階的に、実質的な見守りといった、目標の中には実質的な対応を書き込んでいるのですけれども、それを踏まえた、段階を踏んでいくような記述をしていただければ、なかなかまだ手のついていない自治体が、そういった取り組みにより積極的にかかわっていく、ステップを踏んでいるというところが見えてくるのではないかと思いますので、そういった記述をしていただきたい。政策目標で反映しているような内容を加えていただければと思います。

もう一点は、消費者教育の推進の部分でございます。この概要版でいいますと、3枚目の政策目標のところ、消費者教育の推進というところで、若年者の消費者教育の推進、あるいは地域における消費者教育推進体制の確保、SDGsの取り組みとなっているわけですが、この消費者教育の部分については、基礎自治体がそもそも取り組まなければいけない。国や都道府県だけがやるべきものではないと思います。

そういった意味で、この形ですと、市町村と基礎自治体の参画の部分が弱いのではないかと思います。その部分は、この本文の消費者教育の部分の市町村の取り組みについても、国や都道府県から提供される啓発教材等を活用しつつ、自ら率先してやりなさいということなのですけれども、これをやったことが見えるような、もし可能であれば、その

目標の中にそういった講習会というか、教育を何回やったかとか、こういった対応をやったかとか、これが可能かどうかわからないのですが、そういった部分を出していくことが、自治体が消費者教育を自分事としてやるということにつながるのではないかと思いますので、そこをもう一歩書いていただけないかと思います。

以上でございます。

○小西座長 どうですか。

○地方協力課梅田課長補佐 御意見ありがとうございます。

今、古川委員のほうから御指摘いただいたとおり、見守りのところは、政策目標のところでは少し丁寧に、いわゆる協議会の活用だけではなくて、協議会に至らないまでも、実質的に見守り活動の取り組みをやっていることを評価できるようにということを書き込んだつもりではございますけれども、具体的に御指摘いただいた9ページ目のところでございますが、こちらにはそのところがもう一息出るといかなという御指摘かと思います。

具体的な修文ということで申し上げますと、例えばということではありますが、最初に市町村のところに、高齢者等の消費者被害の未然防止、拡大防止のためには、地域の見守り活動を充実させることが必要であるということを書かせていただいて、その上で、見守りの充実にあたっては、消費者安全確保地域協議会や消費生活協力員、協力団体等も積極的に活用することが求められるということであれば、少し段階的に、まず、そもそもとして、そういう見守り活動の充実が求められるのですよ、実施が求められるのですということを行った上で、さらに充実させるために、こういった制度も活用してくださいという2段階方式で修文させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○古川委員 ありがとうございます。今、おっしゃっていただいたような内容で、特に修文の部分については、現在の文章ですと、協議会を構築して、その上で消費生活協力員や協力団体を積極的に活用するという順番になっているのですけれども、どちらかという、消費生活協力員や協力団体の積極的な活用というか関与というか、それを先に出していただいて、その上で最終的に消費者安全確保地域協議会の構築を目指すという形にさせていただければ、市町村もそういった方向で進めていきやすいと思います。

ありがとうございます。

○地方協力課梅田課長補佐 もう一つ、せっくなので申し上げさせていただくと、消費者安全確保地域協議会をつくるということ自体は、実はそんなにハードルの高いものではないということでもありますので、ある意味では消費者安全確保地域協議会をつくるということ自体が、ハードルがそんなに高くないということも含めて、実は国・県も含めて理解を深めていくというののも重要なことかとは思っておりますけれども、実際の活動が広がっていくということが何より重要だという御指摘かとは思っていますので、実際に取り組みやすいようなことも含めて、記述は今、御指摘いただいたようなところで検討をさせていただきたいと思っております。

それから、もう一つ、教育のところでは、消費者教育の部分でございますけれども、具

体には8ページ目のところにつきましては、御指摘も踏まえながらみずから率先してということで書かせていただいているということをごさいますけれども、それが実際の政策目標の数値のところ結びついていないという御指摘でよろしいでしょうか。

そういう意味で言えば、実際のところという、政策目標の3番目に係ってくるところだとは思いますが、この政策目標の3番目の具体の若年者への消費者教育の推進であるとか、地域における消費者教育の推進体制の確保、SDGsへの取り組みというところに、市町村の取り組みがなかなか出てきにくいということかと思っております。

一つあるとすれば、地域における消費者教育推進体制の確保というところは、今、消費者教育コーディネーターの配置ということだけが書かれてありますけれども、ここにそれこそ直接的な出前講座等の消費者教育の実施ということ、もう一つポツとして立てることが一案かとは思っております。具体の文言という話については少し調整をさせていただくかもしれませんが、そういったイメージでよろしかったでしょうか。

○古川委員 ありがとうございます。

そういった形で、市町村が積極的に取り組めるような目標を掲げていくことが、自治体が自主財源を確保して、その業務を進めていくことにもつながると思っておりますので、そのような形で御検討いただければと思います。

○小西座長 どうぞ。

○永沢委員 ありがとうございます。

まず、政策目標の5のところ、消費者団体の充実についても目標としてしっかり明記いただいたことは感謝しております。その上で幾つか気になったところを申し上げさせていただきます。

先ほどから話が出ております消費者教育の、消費者団体のところなのですが、既存の団体だけが中心になっているような印象を与えるのではないかと気になりました。また、消費者団体以外に市民グループや市民団体も巻き込んでいくことが必要だと思います。

1つ提案でございますけれども、他の消費者団体や市民グループ、市民団体との連携や協働ということを入れていただき、こうした団体・グループに消費者が必要としている消費者教育プログラムの開発などにも積極的にかかわっていくことが必要という文言を入れてみてはどうでしょうか。今の文章ですと、行政が決めたものをただ受け身でやるだけだと読めてしまいます。本当はこうした団体やグループがもっと行政に提案していくことを促していくことが必要なのではないかと思っております、そういうニュアンスを入れていただけたらと思っております。

それから、後半の「また」以下は、非常に重要な文章で絶対必要なものと思う一方で、消費者教育のところに入るべき文章なのだろうとも思います。この文章の専門知識を有するという文言の前に、消費者団体の役割として、適切な消費者行政施策の形成に重要な役割を果たす消費者団体はといった文としていただいたほうが、そのように入れていただ

いたほうがいいのかもしいないと思いました。

もう一点、細かいことになりますが、先ほどの政策目標の5のところなのですが、消費者、消費者といろいろなところで言葉が出てくるのですけれども、適格消費者団体・特定適格消費者団体は具体的な消費者とかかかわっており、地方自治体や国が具体的な消費者にかかかわっていないというまでは申しませんけれども、違いがあるように思います。具体的な消費者とかかかわっているというニュアンスを伝えるために、「特定消費者団体、適格消費者団体、消費者団体は」の次のところに「地域に暮らす消費者」などと修正いただくと、国や行政が接しているらっしゃる消費者よりも具体的になるのではないかと感じているところではあります。

それから、本当にささいなことでも恐縮なのですが、15ページの脚注の23でございます。これは文章のつながりが悪いのではないかと感じておりました。「異なる。」ではなくて、「異なるため」ではないでしょうか。文章は長くなりますが、御検討いただけたらと思えました。以上です。

○地方協力課梅田課長補佐 順番は前後いたしますけれども、一番最後にいただいた御指摘のところは、私はこれを直してしまっただけなのですが、確かに改めて読むと、文章のつながりがいまいちかというところがありますので、長くなってしまうのですが、御指摘いただいたとおりの修文をさせていただければと思っております。

それから、もう一つ御指摘をいただいた政策目標の5、今、開いている14ページ目のところについて、地域に密着した、暮らしに密着したという話が出たほうがいだろうという御指摘はごもっともかと思っておりますので、こちらについては、消費者団体は地域に暮らす消費者の安全・安心につながる活動の重要な担い手という形で修文をさせていただければと思っております。

もう一つ、消費者教育のところですが、8ページ目の「また」以下のところがございます。こちらについては、確かに消費者教育のところにあるのが適切かというのは御指摘のとおりかと思っております。案といたしましては、最後の(5)のところに近いのかと思っております。 (5)のところは「地方消費者行政推進に向けた計画の策定等」という言い方になっておるわけですが、いわゆる地域の消費者行政の推進に資するような意見発信を消費者団体が担っているということの位置づけで言うと、こちらの中の具体的な取り組みというところに消費者団体という項を立てて、この「また」以下の文章を入れるというところではいかがかと思っておりますけれども、皆さんそれでいかがでしょうか。

○永沢委員 私はそれで賛成でございます。

○地方協力課梅田課長補佐 それでは、そういった形での修文にさせていただければと思っております。

○小西座長 国府先生、どうぞ。

○国府委員 私も細かい話なのですが、一番最後のところではあります。「新たな課題に対応でき

るよう、毎年度進捗状況の把握・評価を行うとともに、必要に応じて改定を行う」云々の記載があるのです。文章を開けていただいてよろしいでしょうか。本文の一番最後の16ページです。

「新たな課題に対応できるよう」ということよりは、きょう、7つの政策目標が掲げられ、その中には数値目標もあるし、数値目標がないものもあるのですが、数値目標がないものについても、見守りが相談センターなどにどのようにつながっていたのかをまた数値で確認するみたいな、これは数値目標というよりは、参考指標という位置づけになると思うのですが、そういったものを活用して、毎年度進捗状況の把握・評価を行うということになるかと思うのです。

ですから、これは新たな課題に対応できるように、進捗状況の把握・評価を行うのではなくて、この目標が達成できるかどうかを毎年度進捗状況を把握・評価していこうと。その上で、新たな課題に対応できるよう、必要に応じて改定なども行っていくというほうが、進捗状況の評価・把握の目的がはっきりするのではないかと思います。

その辺の修文をお願いしたいと思います。

○地方協力課梅田課長補佐 御意見ありがとうございます。

確かに、この新たな課題に対応するために目標の進捗管理ということだけではないということだと思いますので、まず、一番最初に出てくるべき話は、強化作戦に掲げた目標の達成に向けては、隣接領域との適切な連携を図るとともにほにゃららというのが来て、評価を行うとともに、新たな課題にも対応できるよう、必要に応じて改定を行うなどという形で整理させていただければと思います。

よろしいでしょうか。

○国府委員 はい。

○小西座長 阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 よろしく願いいたします。

まず、6ポツのところからお願いしたいと思うのですけれども、先ほど小林委員が言った改正消費者契約法の付帯決議のところにおいては、ぜひ追記していただきたいと思っております。

それにあわせて、4ポツの最後のところで「地方からの声に丁寧に耳を傾けつつ、国からの実質的な支援」云々となっているのですけれども、少し具体的な形で書いてほしいというところをございまして、例えば地方や消費生活相談員の現場からの要請に耳を傾け、必要な課題について支援がされるよう手当てするべきとかいう形で、書いていただいたほうがありがたいという相談員からの意見がございましたので、そここのところの検討をお願いしたいと思っております。

それから、ポンチ絵のほうにある目標設定の数値がないところにおいては、若年者のホットライン188の認知度と、センターの認知度というところで、ここに数値が入ってなくて、私もこれをどういう数値に入れ込むべきかというのは悩むところですが、で

できれば入れていただきたいと思います。もう一点、こちらの取りまとめ概要のほうでも、広域連携の促進という形で最初に出てきておりまして、この本文のほうでは、まず、政策目標1の矢羽根のところ、まず、消費生活センターのさらなる設置の促進となっていて、次に「一方で、小規模自治体」云々で、広域連携を活用となっているのですが、今、この時点でセンター設置というと、どうしても小さな1人体制のセンターというイメージになっていくのかということがあるのでこの広域連携を最初にも書いても良いのかと思います。この文言でいくと、また小さいセンターをつくるということなのかという相談員の意見もありましたので、そうではなくて、広域連携を広げていく、推していくというところをわかりやすく書いて頂きたい。広域連携を強化していくのだという形の文章のほうがいいのかという意見でございます。

あと、相談員がすごく危惧したものは、5ページ目のところの消費生活相談の都道府県の役割ですけれども、これは先ほど梅田さんの御説明は、「相談を受けつつ」ということを言っていたのですが、これだけ読むとそこまで読み込めなくて、前のいわゆる二重行政のところの問題とならないように書き込んでもらいたいということです。下段の「必要とする」というところで「相談を受けつつ」とか「相談業務をし」とか「個別相談を受け、あっせん」とか、何か言葉があると思うのですけれども、相談も受けるのですというところに入れていただきたいと思っております。

この支援に関しては、相談を受けないとできないところがあるかと思っております、そのところは文言を一つ入れていただければと思っております。

以上でございます。

○地方協力課梅田課長補佐 ありがとうございます。

まず、先ほど小林委員のほうからも御指摘があった点については、ぜひということでございますので、先ほど言った方針でというところを考えたいと思います。

15ページ目の4つ目のポツかとは思いますが、さらにもう少し丁寧にということでございますので、具体的に地方や消費生活相談員等の現場からの声に丁寧に耳を傾けつつ、必要な支援がなされるよう、国からの実質的な支援方策の拡充について検討すべきという形での修文ということにさせていただければと思っております。

それから、消費生活相談員のところでございますけれども、5ページ目については、注3というところに今、阿部委員のほうからお話しいただいた趣旨を書かせていただいているわけですが、ここのところはもう少し、本文中ではなくて本文にというイメージですかね。ここに書いてあるだけでは、もう一息という。

○阿部委員 そうですね。これだと誤解を招きかねない。そこまで書き込まれていないので、また県の役割と市町村の役割というところにならないように、相談を受けるというところだけ入れればいいのでは。「苦情処理のあっせん等の相談業務について」と、脚注のところ、そこに例えば、個別相談もとか、相談を受けとかというのが入ったほうが、要は、そういう仕分けをしているのではないというところが明確にわかればいいのです。

○地方協力課梅田課長補佐 わかりました。

それでは、基本的な考え方としては、身近なところで受けるというのがありつつもとうことではありますが、みずからも受けるべき性質のものがあるということをきちんと記載したほうが、より都道府県の役割というのが明確化されるということだとは思いますが、ここの注3のところでございますが、あっせん等の相談業務について、みずから相談を受けることとということを明示させていただければよろしいかというのが一案かと思えます。

○阿部委員 それでお願いいたします。

○地方協力課太田課長 11ページ目のところで、小さなセンターをこれ以上置くよりも、広域連携によるものを優先する観点から、文章の順番を入れ替えてはどうかとの御指摘がございました。御趣旨についてはごもっともではございますが、相談体制の質の向上という観点から、センターの設置を促進していくという原則自体は重要だと考えているところです。このため、接続詞の問題ですけれども、原案では「一方で」ということで続けさせていただいているわけでございますが、「一方で」というよりも「この際」といった感じで、要するに、センターの設置促進を図るという原則自体は維持するものの、今後は広域連携をより積極的に活用していくといったニュアンスを出してはどうか、そういった修文で対応してはどうかと考えておりますがいかがでしょうか。

○阿部委員 よろしく申し上げます。

○小西座長 どうぞ。

○国府委員 5ページのところで今、阿部委員から問題提起のあった部分ですが、ここは私も非常に興味を持ってきていたところで、今、阿部委員と梅田課長補佐のやりとりを聞いていて少し気になりましたので、その点でもう一度発言したいと思います。

5ページを開けていただいてよろしいですか。

5ページの「(1) 消費生活相談」の役割と課題、黒丸の2点目のところに消費者安全法の規定が引用されておまして「都道府県は、『市町村の事務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する必要な助言、協力、情報の提供その他の援助』『各市町村の区域を越えた広域の見地を必要とする苦情の処理のあっせん等』を行うことが規定され」ということ。それから、「市町村は、『消費者からの苦情に係る相談・あっせん』を行うことが規定されている」という法律をまず引用されて、それぞれの役割について整理をされて、その上で3つ目の丸が来ていると思うのです。

この3つ目の丸は、住民に最も身近な市町村において相談を受けて、都道府県はこれを援助することが求められるということで、ただ、今、阿部さんが言われたのは、援助を求められているのではなくて、都道府県自身も直接相談を実施すべきなのです。それから、安全法で言うように、広域的な相談については都道府県がまさにみずからやるべきだし、消費者基本法では、高度な知識を要する相談についても都道府県の役割と整理されておりますので、そういう意味で、この3つ目のポツの第1文だけで終わっては、相談は市町村がやり、都道府県はその援助をやればいいのかという誤解を招きかねないので、第1文の

後に入れられるべきなのかと思いました。

それから、この3つ目の丸の第2文なのですけれども「法施行以来、センターの設置率が上昇するなど基盤は整いつつある現在、都道府県、市町村の役割分担を明確にし」という言葉が、私は非常に誤解を生みかねない言葉だと思っております。都道府県が直接相談を受けるということが法律上の規定であるにもかかわらず、市町村のセンターの世知率が上昇したら、都道府県はどんどん後退して行って、手を引いて行っていいのだというふうに理解されかねない。

現に兵庫県では西播地域の市町村に消費生活センターがほとんどなかったのが、この数年の間に大変整備されました。その途端に県の消費生活センター支所がどんどん廃止されていくということになっています。都道府県は高度な専門知識を要する相談や広域的な相談などみずからが相談を担当して、みずからが相談を実施することによっていろいろなノウハウが都道府県にも身につく、そのことが市町村への支援につながっていくということなので、前段の都道府県みずからが相談を受けるということが本文の中にあらわれてこない、あらぬ誤解を生じて、都道府県の相談業務の後退につながりかねないという懸念があります。この3つ目の丸についてはもう少し、本文の中で修文をお願いしたいと思います。

○古川委員 ちょっとよろしいでしょうか。

今のことに関連して、逆の誤解もされてしまうということが、私の立場としては心配しているところがあります。

県の消費生活センターがあることによって、市町村は相談対応をしなくてもいいのだとか、窓口はございますけれども、ただ、県のセンターにつないでしまうということも一方であるわけで、ここに書いていただいているとおり、県はみずから相談を受けなければ、そういった相談業務の実態がわからなくて市町村の支援もできないということは、まさにそのとおりでありまして、そういった意味で、県のセンターが相談業務をやるということは絶対必要だと考えております。

しかしながら、そここのところで、県が相談業務を受けるから、市町村はセンターを設置しなくていいのだとか、身近なところで住民の皆さんは相談できるということが一番必要かと思っておりますので、そこを両方が誤解しないように、ぜひ書いていただきたいと思うのです。

今、御意見をいただいたので、ちょっと関連して発言させていただきました。ありがとうございます。

○地方協力課梅田課長補佐 今、私どものほうでも、実は両面あるというところで苦心しながら書かせていただいているのがこの文章になっておるわけなのですけれども、国府先生がおっしゃっていただいているような部分も多分あって、これは阿部委員のほうからもあったとは思いますが、余りにも基礎自治体のほうで全ての相談を受けるのですということになってしまうと、県の相談を受ける役割がどんどんなくなってしまうということになると、県のセンターの機能を果たせないということが生じることが懸念されると

ということなのだと思います。

一方で、消費者安全法の解釈ということで申し上げますと、県が直接の相談を受けられないというわけでもないですし、少なくとも受けてはいけないというふうにはなっていないと、法律上の規定によると、地域の実情に応じてきちんと県のセンターも相談を受けるという体制にしてくださいという趣旨になっているということだと思っています。

ただ、一方で、このように消費者安全法でそれぞれ市町村の役割、県の役割を明記した中において、県が相談を受けるということの位置づけは、大きく言うと2つであって、一つは高度なものについてきちんと市町村支援ができるように、その蓄積もしなければならぬし、また、この体制が脆弱である市町村では受けられないところを、県が受けてあげますというのが1つ目だということだと思っています。

もう一つは市町村で、そもそもそういう体制が残念ながらできていないところ。これのバックアップというのは、やることが県に求められるという2つだと思います。

1点目は、どのような状況であっても必要なこと。2点目は、できればないほうがいいという、ある意味では市町村の体制がきちんとなさされていて、市町村の体制が不十分でできないということではなくて、市町村の体制をきちんとやった上で、どうしても行き届かないところを県がやるという位置づけになっているのだらうと思います。

そういった中で、どちらかという1つ目の役割というところを、県が相談を受けるといふ理由に強く押し出したほうがいいのではないかと、結果的には思っております。

修文ということで申し上げますと、ただ、これが注にだけ書かれていると、あらぬ誤解を招くということかと思っておりますので、具体的に5ページ目の3つ目のポツのところ、都道府県は市町村の実施が適切に行われるよう援助をすることが求められており、みずから相談を受けることも含めて、県のセンターの体制の強化を図る必要があるというような修文の形にさせていただければよろしいのかと思っておりますけれども、皆様、そういった形でいかがでしょうか。

○小西座長 よろしいですね。

それでは、小林委員、どうぞ。

○小林委員 ポンチ絵の3枚目を出していただけますでしょうか。

政策目標について幾つか御提案をさせていただきたいと思っております。できるだけ目標は数値化するということがよいと思っております。

先ほど阿部委員からも、まず、政策目標3のところ、若年者の消費者ホットライン188の認知度の数値をどう立てたらよいかという指摘がありましたが、せんだって内閣府のほうで成年年齢引き下げ世論調査をされておりまして、既に若者における188の認知率は現状の数字が出されていますので、それをベースに目標を立てることがいいと思っております。

あわせて、この世論調査で、若者における契約を取り消せる制度の認知率を出されておりまして、ぜひ、これも目標に書き足させていただきたいと思っております。折しも成年年齢引き下げが迫ってきている中で、若者の消費者被害拡大をどう防いだらいいのかという実

効性を確保する意味では、これはぜひ入れていただきたい目標です。

続いて、政策目標7に一旦飛びますが、下のポツのところで、消費者行政職員の研修参加率の目標を立てていただくことに賛成ですが、加えて、職員さんがなかなか外へ出づら
い状況を鑑みると、職員向け研修を全都道府県で開催という目標を立てていただきたい
と思っています。追記をお願いしたい、プラス、それができるように国民生活センターの体
制整備も必要だと思っています。

それから、政策目標5と6は、目標の見出しは入れていただいたのですが、そこにとど
まっております、これだけですと、強化作戦を走ってみたのだけれども、これらについ
ては頑張ったけれども、そこそこの進捗でした、というようなことで終わりかねないおそ
れもあると思っています、何らかの目標を立てることが必要だと思っています。

政策目標6からいきますと、前回も発言をいたしましたし、ほかの方からも発言があり
ましたが、提案としては、全都道府県で1件以上の執行という目標を入れていただきたい
と思っています。

法執行となるような消費者被害はそもそも生じないに越したことはないのですけれども、
現に生じているということ鑑みると、都道府県の法執行能力を底上げしていくというこ
とは必要だと思っております、そのための財政整備をしていくという観点からも、目標
として都道府県での1件以上の法執行のような目標があったほうがいいのではないかと
思っています。

政策目標5に戻りまして、これも前回も述べましたが、現状、適格消費者団体の関係で
いきますと、適格消費者団体を目指す団体というグループがありまして、これは消費者制
度課さんのほうで把握していると思うのですけれども、適格消費者団体を目指す団体
のうち、適格消費者団体になった数であるとか、特定適格消費者団体の数ないし、現
強化作戦では、全ブロックに適格消費者団体を配備するという目標があつて、これはク
リアしたわけですが、これに倣って全ブロックに特定適格消費者団体を配置するとい
うような目標を入れられないか。

さらには、例えば適格消費者団体トータルでの申し入れ件数というような数値的目
標を置けないか、実際の強化作戦を立てるまでに、ぜひ検討を深めていただけない
だろうかと思っています。

この政策目標5にかかわって、本文の9ページです。出していただけますでしょうか。
本文の「事業者への法執行、公正な市場の形成に向けた取組等」というくだりの中
で指摘をしたいのです。ちょうどまたがったところですが、一番下のところです。
国及び国民生活センターの役割ということで、ここは結構いろいろな要素がぐちゃ
っと詰め込まれているのですけれども、つまり、法執行のことと、PIO-NET入力
やら研修のことと、適格団体への環境整備のことなどが埋め込まれている形
になります。

ちょうど一番上のところの修文のお願いなのですが、「特定適格消費者団体、適
格消費者団体、適格消費者団体を目指す団体が活動しやすい環境の整備を
検討、推進してい

くことが求められる」としていただいて、かつ、具体的な方策も書き加えていただきたいと思ひます。それは何かといいますと、交付金を通じた支援、PIO-NETの配置、消費者裁判手続特例法の見直しのようなことに言及していただけたらと思ひます。

一旦ここまでにします。

○永沢委員 今のことに關係して。

私は小林さんの気持ちはよくわかるのですけれども、法執行のところに目標を明記することは、目的と違ひますし、法執行はやはり権力の行使ですから、それを体制を整備するために目標として掲げるといふのは私は違和感を覚えました。どうなのでしょう。

特に一般の皆さんがごらんになるポンチ絵に出すことには、違和感を覚えるといふところは申し上げさせていただきたいと思ひます。

○小西座長 都道府県で最低1件といふ箇所ですね。

○古川委員 私も執行する立場として、こういった計画の中に、1件以上法執行をするといふような目標を書くことは、正直違和感があります。といふのは、例えば警察とかで、ある意味、検挙する人数を目標として公に掲げるかどうかといふことと似ておまして、そういう意味で、実際にいろいろな案件はあると思ひますけれども、それが数値目標となってしまうと、目指すものと何か目標が違ひているような、そのような印象になりますので、数値目標にはすべきではないのではないかと思ひます。

体制をしっかりとつくるといふことはいいと思ひますし、今回反映していただいたのですけれども、広域でそういった被害が出ているといふことがありますので、連携体制をとって、そういった形がしっかりとできるといふことは、今後もっとしていくべきだと思ひますし、これまで生水委員からもお話いただいているような、隣県で出ていることに対して連携してといふこともありますので、そういうことはいいと思ひますが、例えば各県で1件といふような目標の設定は、余り好ましくはないのかと感じております。

○小西座長 小林委員、何かそれにかわる目標みたいなものを提案いただけるといいと思ひます。

国府委員、どうぞ。

○国府委員 たしか私が各県1件ぐらいはと言ったのではないかと思ひております。確かに今、お二人から発言があったように、それが数値目標として適切かどうかと言われと、ちょっと違ひのかと思ひつつ、参考数値としては非常に重要で、過去法執行を1件もやっていないところがまだ半数近く、4割ぐらいの都道府県があるといふことは、これはできるだけ解消していき、どの都道府県も法執行の経験をもって、必要に応じてやっていくといふ意味合いがあるので、数値目標ではないのだけれども、参考数値としてそこは押さえていっていただく。

それから、法執行の体制強化といつても、かけ声だけで終わってはいけないので、小林さんが今、数値目標をとおっしゃったのだと思ひますので、体制強化の数値目標としては、例えば法執行の専属部署を各都道府県に必ず置くとか、もしくは、専任の職員を必ず配置す

るとか、そういったものが体制強化としての目標になるのかというふうに、今の三方の議論を聞いていて思いました。

○阿部委員 賛成です。私も相談員の協会としては、この法執行は相談員としては、行えばそれなりに効果がありますし、法執行の表をみて、自分の県はやっていないとなると、相談員は残念な思いはあるのです。

ただ、今のお話を伺っていて、確かにそれをどういう形で数値目標にするかというのはあるのかと、私も前回のときに同じような意見を出したと思うのですが、書きぶりを変えるにしても、何かここで目標的なものを入れて頂きたい。法執行についてはいろいろところで申し上げていて、だけれども、数値が上がっていかないという現実があるので、今、国府先生がおっしゃったように、そういう体制的なことを入れ込むとか、あとは例えばですけれども、執行のための技術の支援とか、人間の確保とか、今、言ったようなものを入れ込んでいただくなど、お話を聞きながらそのように思ったのです。

以上です。

○小林委員 本文のこの前のページの具体的取り組み、国及び国民生活センターの1個目のポツで、こちらが一番下に「研修の充実や人的体制の支援等を行い」とあるわけですが、これがどのようなイメージなのかということとの関係で目標を検討できたらいいかと思うのです。

確かに全県で1件以上というのは、先ほどの御指摘のような点が課題としてあることはわかるのですが、それにかわって、研修の充実や人的体制の支援で国ができることとは例えばどのようなことがあるだろうという関係で目標を立てられるといいかと思うのですが、どのようなイメージでしょうか。

○地方協力課梅田課長補佐 今、こちらで記載させていただいている研修ということでは、毎年度、当庁のほうで行っております法執行に限定した研修というのを行政職員向けに行っております。こちらの研修をきちんと受講していただくということをイメージしているということでもあります。

あと人的配置ということで申し上げますと、これは強化交付金の中で、警察OBであるとか、そういった法執行の専門の方を雇用できるような形での支援も行っておりますので、こういったところをうまく活用しながら、都道府県のほうでの法執行体制を整備してほしいということでの記載になってございます。

○小林委員 そうしましたら、例えばですが、法執行研修の参加率であるとか、それに全県から参加まで書けるかどうか検討の余地があるかと思いますが、そのような形で目標を立てることとかはどうでしょうか。

○地方協力課梅田課長補佐 今、この場で、この都道府県1以上とか、研修の参加ということの具体的な目標をお答えするのは難しいわけですが、何らかの形で、例えばということですが、もし掲げられそうであれば研修の参加ということにいたしますし、これはほかのところにもかかってきますけれども、今、御指摘いただいたようなところで、

要は定量的な目標を設けるべきであるということに関しては、例えばこのような定量的な目標を掲げることが求められるということ、注記なりで記載させていただくことで、あとは実際に2020年から始めていくという、消費者庁としてこの検討会での取りまとめを受けて考えていくということで明記させていただくような方向で考えたいと思います。

○小西座長 ちょっと具体的な書きぶりは難しいとは思いますが、委員の方の御意見を踏まえて、少し検討をしていただければと思います。

それ以外の点でいかがでしょうか。

○小林委員 次に本文について幾つか指摘をさせていただきたいと思います。

本文の6ページです。消費生活相談のくだりのところからです。

一番上の国及び国民生活センターの黒丸の中の指摘ですが、地方の消費生活相談員の育成、処遇改善に向けた取り組みというところからスタートして、これは結構なのですけれども、相談員の確保が今後大変になっていくということを鑑みると、相談員を目指す人への支援という指摘を加えておいたほうがよいように思います。

相談資格取得支援のようなことを足してはどうでしょうかということで、例えば、資格取得のための講座を各都道府県で開催するようなことまで焦点を広げられるとよいかと思っています。

あとは相談員の確保が大変になっていくということからすると、これは実現可能性が難しいのかもしれませんが、相談員の配置基準の検討のようなことができないかという意見もあったということが、注記などで足せるといいかとも思っております。

続いて、消費者教育のところですが、先ほど阿部委員からもありましたけれども、消費者教育コーディネーターに言及されているところがありますが、消費者教育コーディネーターの配置が現状では余り進んでいないということからすると、消費者教育コーディネーターの位置づけ整理というのが改めて必要なのではないかと考えておまして、つまり、自治体が配置したくなるようなインセンティブをつくっておくことが必要ではないかと思っています。

あとは細かいところで、9ページの脚注12です。消費者安全確保地域協議会の指摘が先ほどありまして、先般の国会でも指摘があったと思いますが、福祉部門と協働しながらという話の中で、地域福祉計画の中で、この地域協議会を盛り込んでおくということも有効な方策だという指摘があったと思います。そのことも記載しておいたほうがよいかと思っています。

以上です。

○地方協力課梅田課長補佐 ありがとうございます。

まず、最後にお話いただいた地域福祉計画の件は、実際に入れ込んでいただいているところも相当程度出てきておりますので、そのところの記載は追記をさせていただければと思っています。

それから、消費生活相談の目指すところですが、6ページ目の注5のところ器具

体的には、担い手不足といったところが深刻なので、国が消費生活相談員の育成ということを書かせていただいておりますけれども、このところに資格取得を含む消費生活相談員の育成ということで明示をさせていただければと思っております。

○小西座長 いいですか。

どうぞ。

○小林委員 ちなみに、先ほどの私の発言で、答弁がまだだと思っているのですが、政策目標の提案を幾つかしたところで、例えば政策目標3に、契約を取り消しできる制度の認知度を書き足してほしいとか、消費者教育推進計画の検証評価を実施している自治体比率を100%にしてほしいとか、その辺はどうですか。

○地方協力課梅田課長補佐 まず、政策目標の3番目のところの消費者契約法の理解度という話というところですけども、検討はしたいと思いますが、今回のところで書けるかどうかというのはあります。これは成年年齢引き下げに係る世論調査というのは、継続調査というものではないものですから、これは消費者基本意識調査とかの中に項目に入れられるかとか、そういった、実際に数字がとれるかということの問題もありますので、検討をさせていただければと思っております。

あとは消費者教育の計画のPDCAみたいな話だとは思いますが、ここについてはどういう形で把握できるかということもございまして、少なくともこういった意見があったということは本文の中には書かせていただきたいと思っておりますし、実際にこれを受けて、どのように設定できるのかというのは課題という形にさせていただければと思っております。

これは同様に、政策目標の5番目の特定適格消費者団体の数を全ブロックに置くであるといったところも、担当の感触も踏まえながら考えたいとは思いますが、このところについても、この懇談会の取りまとめということで申し上げますと、この政策目標の5番目の「特定適格消費者団体、適格消費者団体、消費者団体の活動の充実」というところについても、具体の目標を定めることが必要との意見もあったということをきちんと報告書の中で明記させていただくこととさせていただければと思っております。

最後の政策目標の7番目のところにあった職員向けの研修を全都道府県で開催ということとございまして、こちらについても、全都道府県というのがいいのか、いわゆる消費者行政職員の研修参加率を80%というところとの兼ね合いで、改めてプラスアルファでしたほうがいいのかというのは、どちらがいいのかと。もちろん、80%に引き上げるために、地域での研修の充実を図るというのはあるわけですけども、そのところを改めて目標として定めたほうがいいのか、ある意味、消費者行政職員の研修参加率80%と言っているから、そこで実は足りているのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○小林委員 何か御意見はありますか。

○国府委員 そうですね。80%を実現するためには、実際はそれをやらないとできないみたいなことですね。

○小林委員 いいです。

○小西座長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○国府委員 細かな表現の問題ですが、10ページのところで、(5)の「地方消費者行政推進に向けた計画の策定等」という表題になっているのですが、これは政策目標の7のところ、従来、基本計画の策定となっていたのを、行政推進体制の強化というふうにしていただいて、その中身として基本計画の策定と行政職員の研修というのを取り上げていただいたと思うのです。

ですから、10ページのところも、これは計画の策定「等」の中に含まれるという趣旨なのでしょうが、計画の策定が前面に出過ぎているので、政策目標7と同じような表現のほうがわかりやすいかと思いました。

○地方協力課梅田課長補佐 ありがとうございます。

計画という言葉よりも今、国府先生から御指摘いただいたほうが適切かと思しますので、そういった形で修文させていただければと思います。

○小林委員 ポンチ絵の3枚目に戻りまして、政策目標4「地域の見守り活動の充実」でポツを2つ立てておられます。

これについて、地域の見守り活動への消費生活協力員、協力団体の活用について、どう図るのかという議論を消費者団体間でいたしました。

何かお知恵があればお聞かせいただきたいと思うのですけれども、逆に私どものほうから出てきたアイデアとして、例えば、現状は協力員、協力団体の活用は余り進んでいないという問題意識のもとで、協力員、協力団体の委嘱を行った市町村は何パーセント以上とか、協力員、協力団体と連携した活動を行っていない市町村を解消するとか、何かそういう目標をたてることを通じて浸透ができればというアイデアが出されていたという点をお伝えさせていただきます。

あとは後段の、見守り活動を通じて実現した消費者被害の未然拡大防止というのも大変いいアイデアだと思いますが、以前も発言したかもしれませんが、御参考で、北海道庁のほうで地域消費者被害防止ネットワークという取り組みを積極的にされておりまして、ここですぐれているのは、活動状況の実態調査というのをされています。

調査結果として、住民への情報提供、注意喚起数だとか、実際に救済につながった具体的事例数とかを挙証しておられますので、こういう挙証の仕方もあると思いましたという発言です。

以上です。

○地方協力課梅田課長補佐 協力員の数という話で申し上げますと、なかなか自治体の中でも進んでいないというところで、委嘱自治体数というのも今、そこまで多くはなっていないということでもありますので、今の小林委員からいただいたアイデアも、この中で考えていく必要があるかと思っておりますけれども、今の段階で、何パーセントがいいとか、そのの

ところまでなかなか議論を深めるにはまだ材料が少ないかというところがございますので、この懇談会の取りまとめの中では、例えば委嘱活用自治体数と言ったほうが正しいのかもしれないですけれども、委嘱制度活用自治体数を数値目標と掲げることも考えられということで、記載をさせていただければと思っております。

北海道の事例のほうも参考にさせていただければと思います。

○小西座長 いかがでしょうか。

私からもう一点だけ。

本文の9ページの注なのですけれども、開けていただけますか。注の最後の行です。「国からの恒久的な財政支援の対象」というのは言葉としてよくわかるのですけれども、これを我々の業界で表現するときに、法律補助という言葉がありまして、予算補助というのはそのときのあれですけれども、恒久的というのは法律補助といいますので、書き込んでみたのです。

私を変えたのは、国庫負担金の対象事業として法律補助とすると。こういうふうにと、国からの恒久的な財政支援という意味が、正確に法律的な言葉として伝わりますので、第10条における国庫負担金の対象事業として、法律補助とすべきであるというふうには書くほうが逆に伝わる。一般の人は、これは恒久的な財政支援なのだということが伝わるかどうかかわからないのですけれども、財務省とか総務省の人が見たら逆に伝わりますので、これのほうがいいのではないかと思います。

○地方協力課梅田課長補佐 重要な御指摘をありがとうございます。これもまさに財政当局といったところに伝わりやすい表現に国の報告書としてはしておいたほうがいいということかと思っておりますので、修文をさせていただければと思います。

○小西座長 いかがですか。

○永沢委員 済みません。次の予定が入っておりまして、失礼させていただいてよろしいでしょうか。

資料が出ているのに、国府先生のお話が聞けなくて残念なのですけれども。

○小西座長 何かもう一言、言い残していただければと思うのです。

○永沢委員 申しわけございません。

1つ気になりましたのは、最後の締めのところですが、それぞれの文の主語をはっきりさせて、この行為の主体は国なのか、地方自治体なのかははっきりとしておいたほうが、読み手には親切であろうと思いました

最後に、恐らく強化作戦のための懇談会は、次もまたあるのだらうと思いますが、私たちが今回書けなかったことについて、次の強化作戦のメンバーの方々には引き続き検討をいただきたいということもお願いしたいと思います。

以上でございます。

○小西座長 ありがとうございます。

もう時間になりましたのであれなのですが、こういうのは最後は座長に一任ということ

をお願いしなければいけないのですけれども、かなり細かく出ていますので、確認をしながら進めてきたつもりではありますけれども、修文をするときに、座長御一任をいただくにしても、御発言いただいた方には、これでいいよねという確認はぜひとっていただくということを確認させていただいた上で、ぜひ座長一任でお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。それでは、御一任いただけたということで、もう2～3分なのですけれども、最後に、先ほども永沢委員におっしゃっていただきましたが、今回でこれが全て終わるわけではなくて、今後も消費者行政に向けて、皆さんの協力をいただかないといけませんので、消費者庁への期待とかエールということも含めて、取りまとめとしての御意見を一言ずつ、阿部委員から頂戴できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○阿部委員 今回は本当に参加させていただきましてありがとうございます。

本当に思いを述べて、それがまとまっているというところはあるので、そこにおいては感謝申し上げます。

本当に長年ずっと言い続けたことを、また同じような形で取りまとめている感もありますのですけれども、ぜひ進捗状況等の把握を徹底させて、進めていただきたいと思います。相談員等々の身分等処遇の問題で相談員確保が難しいことなど、それでセンターが立ち行かなくなってしまうという未来にならないように、充実した消費者行政をぜひ進めていきたい。私たちも担っていききたいと思いますし、お願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○小西座長 国府委員。

○国府委員 消費者庁ができたときに、国に消費者行政の部門ができるだけでは不十分で、地方の消費者行政がしっかり取り組まれることは大事だという、車の両輪だという位置づけがあったと思います。

消費者庁ができて、この10年間の間に、地方の消費者行政がどれだけ強化できてきたのかという点で言うならば、まだまだ道半ばという感じを受けておまして、そのような中で、今回2020の目標を定めるということができたので、次はこれをどうやって実行していくかということになっていくと、財政支援の問題というのが、各委員からこもごも意見が出ていたように、重要だと思しますので、消費者庁におかれては、地方がこの目標を実現していけるように、しっかりとした支援をお願いしたいと思います。

以上です。

○小林委員 お二方からあったことは大変同感です。

加えて、別の視点で申し上げますと、自治体であるとか消費者団体から、消費者庁がどう見られているかという点について、設立以来、消費者庁に対しては期待が高い。他方、地方消費者行政の論点などを中心に、なかなか自治体も自助努力をされてはいるが、財政問題を中心に苦労されているということもあって、消費者庁はもっと頑張れという声が私ど

ものほうなどにも、自治体からも寄せられているという現状を、どのように打開していいのかという点で、さらに消費者庁、自治体、消費者団体が連携してやっていく形をどうつくっていいのかというのは、多分永遠の課題なのだろうと思っています。消費者庁にはなかなか厳しい言葉も出されているところなのですが、真に地方に協力できる地方協力課になるよう期待しますということと、加えて、地方協力課の所掌事務には、消費者団体支援というものもありますので、ぜひ消費者団体の支援も進めていただいて、自治体や消費者団体が、消費者庁の真の応援団になれるような形をつくっていかるといいと思っていますので、ぜひ、引き続きよろしく願いいたします。

○古川委員 どうもありがとうございました。

地方消費者行政の充実ということであれば、今回まとめていただきましたように、国、都道府県、市町村、消費者団体それぞれが本当に役割を明確にすることによって自分事として、自分が何をやっていくのかということをはっきりさせた上で、お互いが連携していくということが非常に重要だと思っています。

何か人任せではなくて、それぞれが自分の役割をしっかりと意識する中で、消費者の皆さんの安全を守っていくということができればと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、本日は最終回ですので、消費者庁を代表して、審議官より御挨拶いただければと思います。

○高島審議官 5回にわたりまして、短期間の間に御議論いただきまして大変ありがとうございました。

2点だけ申し上げます。今、各委員からそれぞれ出ていたこと、座長からもおっしゃっていただいたことに関連しますけれども、この一番最後のページで書いたように、毎年毎年進捗状況の把握をして、必要に応じて改定を行っていくという作戦にしたいと思っています。

今までの過去の作戦に比べれば、こうやってちゃんと御議論いただいた上で立てたものということで、大分バージョンアップしたと思いますし、今回、数字を簡単には設定し切れないものはたくさんあります。どういう数字を立てたらいいだろうかということを考えていくプロセスもこれからあるかと思いますので、そういう意味で、毎年バージョンアップをさせるような作戦として、この作戦を立てていきたいと思っています。

5回もお集まりいただきまして、大変ありがとうございました。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、以上で全ての議事は終了いたしました。御協力いただきまして、本当にありがとうございました。

以上でございます。